

葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画策定等業務仕様書

1. 業務名

葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務

2. 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定することを目的とする。計画の目標年度は、令和9年度から令和11年度とする。

3. 業務内容

本業務については、計画策定の目的・内容を理解し、本市の特性・課題を踏まえ、下記の業務を履行し得る十分な体制を整えるとともに、別紙3「葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務 スケジュール(案)」を参考に、効率性・実効性を有した事業実施スケジュールを適正に示し、協議した上で実施するものとする。業務責任者及び業務担当者は本業務に関する協議打ち合わせの内容、進捗状況等を共有し、記録すること。データや計画案等の提出は、受託者で責任をもって確認した上で提出すること。

(1) 基礎的な地域データ及び現状分析

高齢者保健福祉、介護保険、認知症施策をめぐる政策動向、葛城市の地域特性や現況に関するデータを収集・整理・分析し、計画案策定の基礎資料とする。本市と近隣市町を含む地域の福祉資源、高齢者の現況及び介護保険サービス利用状況等について、国・県等の統計データ及び地域包括ケア「見える化システム」による資料等を元に分析を行う。

(2) アンケート調査の実施

国の示す内容に基づき、次の①及び②のアンケート調査を実施する。調査項目及び調査票は、計画案への反映を念頭に独自項目などを市と協議の上設計する。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対象：1,500名(65歳以上の一般高齢者、要支援認定者、総合事業対象者)

方法：郵送

〈受託者〉調査票及び封筒の設計・印刷(封筒は発送用：角型2号、返信用：長形3号)、対象者への発送作業と発送費用、市が回収した調査票の受託者への配送費用の負担
〈市〉対象者の抽出、宛名ラベル作成、調査票の郵送回収(受取人払郵送料の負担)

②在宅介護実態調査

対象：900名（要支援・要介護認定者）

方法：郵送700名、訪問200名

〈受託者〉調査票及び封筒の設計・印刷（封筒は発送用：角型2号、返信用：長形3号）、郵送対象者への発送作業と発送費用、市が回収した調査票の受託者への配送費用の負担

※調査票印刷は900部、封筒は700部作成

〈市〉対象者の抽出、宛名ラベル作成、調査票の郵送回収（受取人払郵送料の負担）、

※訪問調査は市職員により実施

(3) アンケート調査のデータ入力、集計・分析

(2)で回収したアンケート調査票（訪問調査を含む）を集計し、単純集計、クロス集計等を用いて分析し、本市の高齢者を取り巻く環境、傾向、特徴、課題等を示す。本市の第9期、第8期調査との比較等を含めた調査結果報告書をまとめると共に、集計したデータ及び分析を行った資料（図表、グラフ等含む）は、容易に加工できる形式（Excel等）で提出すること。地域包括ケア「見える化システム」に登録できる形式へのデータ加工及びデータ登録支援を行うこと。

(4) 計画骨子案・素案作成、サービス見込量の推計、会議開催支援等

①第8～9期計画策定内容に準拠した構成による、基本計画の作成

②第9期計画の進捗・評価、本市の課題等取りまとめ支援

③認知症施策推進計画策定に関する支援

④地域包括ケア見える化システムによるサービス見込量等の算出

将来人口、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数、介護保険サービス見込量、給付費の推計及び第10期介護保険料算出の支援を行う。

⑤策定委員会の開催支援（5回程度）※出席及び資料データの作成及び議事録の作成

⑥パブリックコメントの実施支援（ホームページ掲載用データ作成等）

⑦国県等の調査に関する回答作成支援（データ抽出、資料作成等）

4. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※但し、業務完了後に書面による通知を提出し、当市の検査で合格し、成果品を引き渡すまでの期間とする。（令和7年度から令和8年度までの2ヶ年の継続事業）

5. 成果品（提出期限は令和9年3月中旬までとする。）

①計画書本編（A4版・1色刷（表紙はカラー）・約124頁）100部

②計画概要版印刷用データ（A4版カラー・約12頁）

③上記①、②のホームページ掲載用データ一式（PDF形式等）

④アンケート調査報告書（データ納品）

⑤その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

6. その他

この仕様書に記載されていない事項又は仕様に関する疑義については、発注者と協議の上、定めるものとする。